

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学防火管理及び防災管理に関する規程

平成16年4月1日
規程第 37 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における火災を予防し、火災、地震その他の非常災害時の避難、救出等を円滑に行い、もって災害による被害を防止するため、防火管理及び防災管理上必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 本学における防火管理及び防災管理については、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）その他の関連法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

(防災管理者の選任及び業務)

第3条 本学に防災管理者を置き、法第36条第1項の規定により準用する法第8条第1項の規定に基づき、防災管理上必要な業務を行わせるとともに、同法第36条第2項の規定に基づき、同法第8条第1項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務を行わせる。

2 防災管理者は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全衛生管理規則（平成16年規則第1号。以下「安全衛生管理規則」という。）第5条に定める総括安全衛生管理者をもって充てる。

3 防災管理者は、本学の防火管理及び防災管理について総括する。

4 防災管理者は、防火管理及び防災管理に係る消防計画（以下「消防計画」という。）を作成し、これに基づく業務を遂行しなければならない。

(防火・防災管理補助者)

第4条 防災管理者は、本学の職員のうちから防火・防災管理補助者を指名することができる。

2 防火・防災管理補助者は、防災管理者の職務を補助し、防災管理者に事故があるときはその業務を代行するものとする。

(自衛消防隊)

第5条 本学に火災、地震その他の非常災害に対処するため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織及び業務分担は、消防計画の定めるところによる。

(職員の責務)

第6条 本学の職員は、この規程及び別に定める消防計画を遵守し、防火及び防災管理業務が円滑に遂行されるように努めなければならない。

(火元責任者)

第7条 防災管理者は、防火上適切と認められる施設の区分ごとに火元責任者を置き、次の職務を行わせる。

- (1) 担当区域内の火気使用の管理
- (2) 担当区域内の火気使用設備器具、電気設備器具等の安全管理
- (3) 消防計画に基づく担当区域内の定期点検

(学生等の協力)

第8条 防災管理者は、必要に応じて本学の学生及び安全衛生管理規則第2条に定めるものに対して防火及び防災に関する協力を求めるものとする。

2 防災管理者は、本学の学生その他本学関係者に対して、火気の使用その他防火及び防災に関し必要な指示を与えることができる。

(雑則)

第9条 法及びその他の関連法令並びにこの規程に定めるもののほか、防火及び防災に関し必要な事項は、消防計画の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。